

令和8年4月1日

福岡県遠賀郡芦屋町長 貝 掛 俊 之

## 令和8・9年度 建設工事、下水道管更生工事、測量・建設コンサルタント等の 一般（指名）競争入札等参加資格審査申請要領

令和8・9年度に芦屋町が発注する建設工事、下水道管更生工事、測量・建設コンサルタント等の一般（指名）競争入札等参加資格審査申請の受付を次のとおり行いますので、指定の様式にしたがって必要な申請書類を作成し、申請してください。

なお、下水道管更生工事の受付は、建設工事の土木一式工事として行いますので、この要領をよく読み申請してください。

### 1 受付期間

令和8年5月7日から令和8年6月5日まで

### 2 申請方法

#### （1）電子申請（原則）

申請は、原則として競争参加資格申請受付システム（以下「システム」という。）により行ってください。なお、システムの操作方法、ファイル形式、添付方法等の詳細については、操作マニュアルを参照してください。

##### ア システム利用時間

- 平日 午前8時30分から午後9時00分まで
- 土・日・祝日 利用不可

##### イ 提出方法

システムに申請情報を登録し、申請書類をデータファイル化したものを添付してください。

##### ウ 注意点

申請が正常に完了した場合は、システム入力項目「申請担当者メールアドレス」宛てに申請完了通知が送信されます。通知が届かない場合は申請が完了していませんのでご注意ください。

#### （2）書面申請（例外）

電子申請の環境が整っていない事業者に限り、書面での申請を受付いたします。

##### ア 受付期限

令和8年6月5日（消印有効）

## イ 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- 郵便局の一般書留、簡易書留、レターパックプラス
- 総務省の認可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便、その他配達記録が残る信書便

## ウ 注意点

- 書類の到達確認はお断りします。ハガキ等が同封されていても返送いたしません。
- 郵送事故等による書類不着の責任は負いません。
- 封筒の表に「一般（指名）競争入札等参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。

## 3 資格の有効期間

令和8年8月1日から令和10年7月31日まで

※有効期間内の追加・補充受付等を行いません。

## 4 対象者

- (1) 建設工事業者（下水道管更生工事業者を含む）
- (2) 測量業者、建設コンサルタント業者、その他調査業務業者

## 5 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の定めに該当しない者
- (2) 国税・地方税に未納、滞納がない者
- (3) 経営状態が著しく不健全でない者
- (4) 建設工事を申請する場合は次のすべてを満たす者
  - ア 建設業法に定める許可を受けていること  
※下水道管更生工事の登録を希望する場合は土木一式工事の許可を受けていること
  - イ 建設業法に定める経営事項審査を受けていること
  - ウ 建設業の許可を証明する書類及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出できること
- (5) 測量法、建築士法、計量法等、法に定める登録を受けている者
- (6) 建設コンサルタント登録規定、補償コンサルタント登録規定、地質調査業者登録規定等、登録規定に定める登録を受けている者
- (7) 許可、登録等を要しないコンサルタント業者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者

## 6 提出書類

### (1) 建設工事の部

- ア 申請書（第1号様式・第1号様式の2）

※書面申請の場合のみ提出

イ 委任状（任意様式）

※支店・営業所等に委任している場合のみ提出

ウ 使用印鑑届（第2号様式）

※本町との取引に使用する印鑑を届け出ること

エ 実印の印鑑証明書

●法人の場合・・・法人の印鑑証明書

●個人の場合・・・個人の印鑑証明書

オ 建設業法に定める許可を受けていることが証明できるもの

カ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

※次の条件を満たすもの

① 資格申請日時点で有効（審査基準日から1年7ヶ月以内）であること

② 資格申請日時点で最新のものであること

キ 営業所一覧表（第3号様式）

ク 工事経歴書（第4号様式）

ケ 登記簿謄本

※法人の場合のみ提出

コ 民事処分の有無に関する証明（身分証明書）

※個人の場合のみ提出

サ 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税に未納、滞納がないことが証明できるもの）

※委任・受任行為がある場合は、本社（店）、支店・営業所等の納税証明が必要

※詳細は別表1参照

シ 機械器具調書（第5号様式）

※下水道管更生工事の登録を希望する場合のみ提出

ス 下水道管更生工事責任技術者届（第6号様式）

※下水道管更生工事の登録を希望する場合のみ提出

セ 芦屋町内業者認定申請書及び証明資料（専任技術者証明書、使用人一覧表等）

※町内業者の認定を受けたい場合のみ提出

※詳細は「8 町内業者の認定基準について」を参照

ソ 提出書類チェックリスト

## （2）測量・建設コンサルタント等の部

ア 申請書（第1号様式・第1号様式の2）

※書面申請の場合のみ提出

イ 委任状（任意様式）

※支店・営業所等に委任している場合のみ提出

ウ 使用印鑑届（第2号様式）

※本町との取引に使用する印鑑を届け出ること

エ 実印の印鑑証明書

●法人の場合・・・法人の印鑑証明書

●個人の場合・・・個人の印鑑証明書

- オ 申請業務の登録をしていることが証明できるもの  
※申請を希望する業務以外でも登録をしていれば添付すること
- カ 営業所一覧表（第3号様式）
- キ 測量等実績調書（第4号様式）  
※希望業種以外でも経歴があれば添付すること
- ク 技術者経歴書（第5号様式）
- ケ 直近2ヶ年分の財務諸表
- コ 登記簿謄本  
※法人の場合のみ提出
- サ 民事処分の有無に関する証明（身分証明書）  
※個人の場合のみ提出
- シ 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税に未納、滞納がないことが証明できるもの）  
※委任・受任行為がある場合は、本社（店）、支店・営業所等の納税証明が必要  
※詳細は別表1参照
- ス 芦屋町内業者認定申請書及び証明資料（技術者証明書等）  
※町内業者の認定を受けたい場合のみ提出  
※詳細は「8 町内業者の認定基準について」を参照
- セ 提出書類チェックリスト

別表1

	法 人		個 人
	本 社（店）	支 店・営業所等	
国 税	法人税・消費税及び地方消費税に未納、滞納がないことが証明できるもの。		所得税・消費税及び地方消費税に未納、滞納がないことが証明できるもの。
都道府県税	法人都道府県民税・事業税に未納・滞納がないことが証明できるもの。 または、県税に未納、滞納がないことが証明できるもの。	左記に同じ	都道府県民税に未納、滞納がないことが証明できるもの。 または、県税に未納、滞納がないことが証明できるもの。
市町村税	法人市町村民税に未納、滞納がないことが証明できるもの。 または、市町村税に未納、滞納がないことが証明できるもの。	左記に同じ	市町村民税に未納、滞納がないことが証明できるもの。 または、市町村税に未納、滞納がないことが証明できるもの。

**（3）提出書類の様式等について**

- 申請要領及び様式は、芦屋町ホームページからダウンロードしてください。
- 使用印鑑届、営業所一覧表、工事経歴書、測量等実績調書、技術者経歴書については、芦屋町が指定する項目がすべて記載されていれば、任意様式で作成したものでも提出できます。
- 各種証明書は提出日の3ヶ月以内に発行されたものを使用してください。
- 様式が不足する場合は、複写して使用してください。
- 指定した書類以外（余分な書類資料等）は添付しないでください。
- 書面申請の場合、押印が必要な申請書、委任状、使用印鑑届は原本を提出してください。その他の書類は写しでも可とします。また、提出書類については、「提出書類チェックリスト」の順番のとおりクリアファイルに入れ、提出してください。
- 会社更生法、民事再生法が適用されている業者については、上記で指定する書類のほか、裁判所の決定通知書等（写し可）を提出してください。

## 7 注意事項

- (1) 社会保険等の加入を入札参加要件としています。社会保険等に未加入の場合は、申請することができません。社会保険等の加入状況は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のその他の審査項目（社会性等）によって確認します。雇用保険加入、健康保険加入、厚生年金加入に一つでも無の表記がある場合には社会保険等未加入業者となります。  
なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書発行後に社会保険等に加入した場合には、保険の加入が証明できる書類（保険料の領収証又は納入証明書など：写し可）の提出をお願いします。  
また、社会保険等の適用除外とされている者については加入しているものとして取り扱います。（その他審査項目（社会性等）欄に除外と表記されている場合）
- (2) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の申請業種は3業種を限度としますので、申請は希望の順位で記入してください。下水道管更生工事の登録を希望する場合、第1希望業種から第3希望業種までのいずれかで「土木一式工事」を選択する必要があります。また、TV調査については建設コンサルタント（土木）の下水道で申請を行ってください。
- (3) 申請後は、希望順位、申請業種等、指名基準に該当する項目の変更はできません。申請業務を委託している場合は、必ず申請内容を確認し、提出してください。
- (4) 提出書類に不備がある場合は、受付を行いません。
- (5) 有資格者名簿は、芦屋町ホームページで公開しますので、ご承知置きください。
- (6) 一般（指名）競争入札等参加資格の認定については、令和8年7月下旬頃に芦屋町ホームページで公開する有資格者名簿にて確認してください。
- (7) 入札参加資格を認定されても、必ずしも指名があるとは限りません。
- (8) 虚偽の申請をした場合は、登録資格を取り消します。
- (9) 福岡県暴力団排除条例に基づき、県警からの照会により申請書類を提出する場合がありますので、ご承知置きください。

## 8 町内業者の認定基準について

- (1) 今回の申請で町内業者の認定を受けたい者は、芦屋町内業者認定申請書及び証明資料を提出してください。

※過去に認定を受けている者も申請が必要となります。

- (2) 町内業者としての取り扱いについては、芦屋町ホームページに掲載している芦屋町指名基準第5条を参照してください。
- (3) 町内業者の認定は、芦屋町指名基準第5条に基づき、本社（店）、支店・営業所を開設しており、令和8年11月30日までに芦屋町へ届出をした者を町内業者として認定します。なお、それ以降の新規認定は行いません。  
また、今回の資格申請を行った者のみを対象とし、申請していない者は認定の対象外とします。  
(例) 今回申請した者が、その後芦屋町内に、芦屋町指名基準第5条に適合している支店・営業所を開設し、そのことを令和8年11月30日までに芦屋町に対して届け出た場合は、書類審査と現地調査を行い、基準を満たしていれば町内業者として認定します。
- (4) 町内業者の認定を受けたい者は、下記の資料を添付してください。
- ア 町内営業所の位置図  
※営業所の所在地を赤色でマークすること
- イ 町内営業所の写真  
※営業所内外の状況がわかる写真を添付すること  
※営業所がビルの一画に入居している場合は、ビルの全景、入口の看板等、営業所の状況等がわかる写真を添付すること  
※写真は撮影後3ヶ月以内のものを使用し、A4判の用紙に貼付すること
- ウ 芦屋町内に開設した本社（店）、支店・営業所等が、建設業法に適合していることを証明する次の資料  
※建設工事を申請する場合のみ提出
- ①建設業許可申請時に添付した営業所一覧表
  - ②専任技術者証明書
  - ③建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表
  - ④経営事項審査に係る申請書の技術職員名簿（別表）の申請者控えの写し
- (5) 令和8年6月下旬から7月中旬に現地調査を行います。現地調査では、机、椅子、トイレ、パソコン等の書類作成用機器、電話等の確認を行います。実態のないものについては町内業者としての認定を取り消します。一度認定を取り消された者は、令和8年7月31日まで再度の認定は行わないものとします。なお、現地調査に対する事前連絡は行いませんのでご了承ください。

## 9 その他

### (1) 変更申請について

申請・審査完了後に申請内容に変更が生じた場合は、変更手続きを行ってください。令和6・7年度分の有資格者名簿に登録されている者については、資格の有効期間が令和8年7月31日までであるため、当該期間中に変更が生じた場合は、令和6・7年度分の変更手続きを行ってください。

なお、令和6・7年度分について変更手続きを行った場合は、当該変更内容について、令和8・9年度分についても別途変更手続きを行う必要があります。令和8・9年度分の変更手続きは、令和8年8月1日以降に行ってください。

また、変更手続きの対象となる内容については、芦屋町ホームページをご確認ください。

**【芦屋町ホームページでの案内（入札参加資格に関する変更が生じたとき）】**

<https://www.town.ashiya.lg.jp/site/nyuusatu/2107.html>

**（２）電子入札について**

芦屋町では「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の入札において、電子入札を実施しています。まだ、利用者登録が完了していない場合は、利用者登録の手続きをお願いします。

なお、令和6・7年度分の有資格者名簿に掲載がない者については、令和8年8月1日以降に手続きをお願いします。

**【芦屋町ホームページでの案内（芦屋町電子入札システムポータルサイト）】**

<https://www.town.ashiya.lg.jp/site/nyuusatu/34613.html>

**10 問い合わせ及び郵送先**

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 財政課 契約管財係

電話番号 093-223-3576

メール kanzai@town.ashiya.lg.jp